

○大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例施行規則

昭和六十年三月二十日

大阪府規則第八号

改正 平成八年三月二九日規則第二二号

平成九年九月二四日規則第七五号

平成一二年三月三一日規則第六六号

平成一三年三月三〇日規則第三一号

平成一六年二月二七日規則第一二号

平成一七年三月二二日規則第一四号

平成二九年三月二九日規則第三四号

平成二九年十一月一三日規則第一〇八号

平成三〇年三月一三日規則第二二号

〔大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則〕をここに公布する。

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例施行規則

(平三〇規則二二・改称)

(趣旨)

第一条 この規則は、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例（昭和五十九年大阪府条例第四十四号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(平三〇規則二二・一部改正)

(ふぐ処理業許可申請書等)

第二条 次の各号に掲げる申請書、許可証又は登録証は、当該各号に定める書類とする。

一 条例第三条第二項の申請書 ふぐ処理業許可申請書（様式第一号）

二 条例第五条の許可証 ふぐ処理業許可証（様式第二号）

三 条例第十二条第三項の申請書 ふぐ処理登録者登録申請書（様式第三号）

四 条例第十三条の登録証 ふぐ処理登録者証（様式第四号。以下「登録証」という。）

(平二九規則三四・平三〇規則二二・一部改正)

(営業施設の基準)

第三条 条例第四条第四号の規則で定める基準は、除去した有毒部位を保管するための不浸透性の材料で造られた施設することができる容器で、清掃しやすい構造を有する専用のものを備えていることとする。

(平一二規則六六・平二九規則一〇八・平三〇規則二二・一部改正)

(ふぐ処理業の変更の届出)

第四条 条例第六条の規定による届出（条例第三条第二項第五号に掲げる事項に係るものを除く。）は、ふぐ処理業変更届出書（様式第五号）を提出することにより行わなければならない。この場合においては、当該届出に係る事項についての変更後の条例第三条第三項第一号及び第二号に掲げる書類を提示しなければならない。

2 条例第六条の規定による届出（条例第三条第二項第五号に掲げる事項に係るものに限る。）は、ふぐ処理登録者変更届出書（様式第六号）を提出することにより行わなければならない。この場合においては、当該届出に係る事項についての変更後の登録証を提示しなければならない。

(平八規則二二・平三〇規則二二・一部改正)

(許可証の書換えの申請)

第五条 条例第八条の許可証の書換えの申請は、許可証（条例第五条の許可証をいう。次条第二項において同じ。）を添えて、ふぐ処理業許可証書換え交付申請書（様式第七号）を知事に提出することにより行わなければならない。

(平一二規則六六・一部改正、平二九規則三四・旧第六条繰上、平三〇規則二二・一部改正)

(許可証の再交付の申請)

第六条 条例第九条第一項の許可証の再交付の申請は、ふぐ処理業許可証再交付申請書（様式第八号）を知

事に提出することにより行わなければならない。

- 2 許可証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項のふぐ処理業許可証再交付申請書にその許可証を添付しなければならない。

(平一二規則六六・一部改正、平二九規則三四・旧第七条繰上、平三〇規則二二・一部改正)

(営業者の地位の承継の届出)

第七条 条例第十条第二項の規定による届出は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提出することにより行わなければならない。

- 一 相続により営業者の地位を承継した場合 ふぐ処理業許可相続承継届出書(様式第九号)
- 二 合併により営業者の地位を承継した場合 ふぐ処理業許可合併承継届出書(様式第十号)
- 三 分割により営業者の地位を承継した場合 ふぐ処理業許可分割承継届出書(様式第十一号)

- 2 前項の規定により書類を提出する場合においては、次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める書類を提示しなければならない。

- 一 前項第一号に掲げる場合 次に掲げる書類

イ 戸籍謄本

ロ 相続人が二人以上ある場合において、その全員の同意により営業者の地位を承継すべき相続人として選定された者にあつては、その全員の同意書

- 二 前項第二号に掲げる場合 合併後存続する法人又は合併により設立された法人の登記事項証明書

- 三 前項第三号に掲げる場合 分割により当該営業を承継した法人の登記事項証明書

(平一三規則三一・全改、平一七規則一四・一部改正、平二九規則三四・旧第七条の二繰上、平三〇規則二二・一部改正)

(廃業等の届出)

第八条 条例第十一条の規定による届出は、ふぐ処理業廃業等届出書(様式第十二号)を提出することにより行わなければならない。

(平三〇規則二二・一部改正)

(ふぐ処理登録者の登録の実施)

第九条 条例第十二条第一項の登録は、次に掲げる事項をふぐ処理登録者登録簿に登載することにより行う。

- 一 条例第十二条第三項第一号及び第三号に掲げる事項

- 二 登録年月日及び登録番号

(平三〇規則二二・一部改正)

(登録の変更の届出)

第十条 条例第十四条の規定による届出は、ふぐ処理登録者氏名変更届出書(様式第十三号)を提出することにより行わなければならない。

(平三〇規則二二・一部改正)

(登録証の書換えの申請)

第十一条 条例第十六条において準用する条例第八条の登録証の書換えの申請は、登録証を添えて、ふぐ処理登録者証書換え交付申請書(様式第十四号)を知事に提出することにより行わなければならない。

(平一二規則六六・平三〇規則二二・一部改正)

(登録証の再交付の申請)

第十二条 条例第十六条において準用する条例第九条第一項の登録証の再交付の申請は、ふぐ処理登録者証再交付申請書(様式第十五号)を知事に提出することにより行わなければならない。

- 2 登録証を破り、又は汚した場合の前項の申請には、同項のふぐ処理登録者証再交付申請書にその登録証を添付しなければならない。

(平一二規則六六・平三〇規則二二・一部改正)

(ふぐ処理登録者の死亡等の届出)

第十三条 条例第十七条の規定による届出は、ふぐ処理登録者死亡等届出書(様式第十六号)を提出することにより行わなければならない。

(平三〇規則二二・一部改正)

(ふぐ処理講習会の実施の公示)

第十四条 知事は、自らふぐ処理講習会を実施しようとするときは、実施の期日及び場所並びに受講の申込みの受付の期間及び場所を、期日の三十日前までに公示する。

(平三〇規則二二・一部改正)

(ふぐ処理講習会の受講の申込み)

第十五条 知事が実施するふぐ処理講習会を受講しようとする者は、ふぐ処理講習会受講申込書(様式第十七号)を知事に提出しなければならない。

(平三〇規則二二・一部改正)

(指定ふぐ処理講習会の指定等の公示)

第十六条 知事は、条例第十八条の規定による指定をしたときは、指定をしたふぐ処理講習会に係る条例第十九条第一項第一号及び第二号に掲げる事項を公示する。

2 知事は、条例第二十四条の規定による指定の取消しをしたときは、その旨を公示する。

(平三〇規則二二・追加)

(指定ふぐ処理講習会の指定の申請書の添付書類)

第十七条 条例第十九条第二項の規則で定める書類は、ふぐ処理講習会を実施する者の住民票の写し(法人にあっては、定款又は寄附行為及び登記事項証明書)とする。

(平三〇規則二二・追加)

(ふぐ処理講習会の科目及び時間数等)

第十八条 知事が実施するふぐ処理講習会の科目及び時間数は、次の表のとおりとする。

項	科目	時間数
一	食品衛生関係法規	一
二	食品衛生学	一
三	ふぐに関する知識	一
四	ふぐ処理に関する実技	三

2 条例第十九条第三項の規則で定める基準は、前項の表の中欄に掲げる科目の全てを実施し、かつ、その時間数が同欄に掲げる科目の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に定める時間数以上であることとする。

(平一二規則六六・一部改正、平三〇規則二二・旧第十六条繰下・一部改正)

(修了証書の交付)

第十九条 知事は、自らふぐ処理講習会を実施したときは、その課程を修了した者に修了証書(様式第十八号)を交付する。

2 条例第二十条第二項の規定による修了証書の交付は、修了証書(様式第十九号)を交付することにより行わなければならない。

(平三〇規則二二・旧第十七条繰下・一部改正)

(登録の取消しの申請)

第二十条 条例第二十三条第二項第一号の登録の取消しの申請は、ふぐ処理登録者登録取消申請書(様式第二十号)を知事に提出することにより行わなければならない。

(平三〇規則二二・追加)

(立入検査をする職員等)

第二十一条 条例第二十五条第一項の規定により立入検査(指定ふぐ処理講習会に係るものを除く。)をする職員は、食品衛生法(昭和二十二年法律第二百三十三号)第三十条第一項の規定により食品衛生監視員を命ぜられた職員のうちから知事が指定する者とする。

2 条例第二十五条第二項の証明書は、身分証明書(様式第二十一号)とする。

(平一二規則六六・平一六規則一二・一部改正、平三〇規則二二・旧第十八条繰下・一部改正)

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和六十年四月一日から施行する。
(府保健所長に権限を委任する規則の一部改正)
- 2 府保健所長に権限を委任する規則(昭和三十四年大阪府規則第十九号)の一部を次のように改正する。
〔次のよう〕略

附 則(平成八年規則第二二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成八年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際、現に改正前の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書は、改正後の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則の規定により提出された申請書とみなす。

附 則(平成九年規則第七五号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成九年十月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則による改正前の規則で定める様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、この規則による改正後の規則で定める様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成一二年規則第六六号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十二年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。
- 3 この規則の施行の際旧規則の規定により交付されているふぐ販売営業許可証又はふぐ取扱登録者証で現に効力を有するものは、新規則の規定により交付されたふぐ販売営業許可証又はふぐ取扱登録者証とみなす。
- 4 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成一三年規則第三一号)抄

(施行期日)

- 1 この規則は、平成十三年四月一日から施行する。
(経過措置)
- 3 第一条の規定による改正前の大阪府食品衛生法施行細則、第二条の規定による改正前の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則、第三条の規定による改正前の大阪府食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則、第八条の規定による改正前の大阪府理容師法施行細則又は第九条の規定による改正前の大阪府美容師法施行細則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、第一条の規定による改正後の大阪府食品衛生法施行細則、第二条による改正後の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則、第三条の規定による改正後の大阪府食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律施行細則、第八条の規定による改正後の大阪府理容師法施行細則又は第九条の規定による改正後の大阪府美容師法施行細則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成一六年規則第一二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第五条の改正規定は、平成十六年九月一日から施行する。
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現に改正前の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則(以下「旧規則」

という。)の様式により提出されている申請書は、改正後の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の様式により提出されたものとみなす。

- 3 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成一七年規則第一四号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成二九年規則第三四号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則様式第十三号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則様式第十三号により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成二九年規則第一〇八号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正前の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則様式第十四号により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、改正後の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則様式第十四号により作成した用紙として使用することができる。

附 則(平成三〇年規則第二二号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成三十年四月一日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)第二条第二号の規定にかかわらず、大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例の一部を改正する条例(平成二十九年大阪府条例第九十号。以下「改正条例」という。)附則第四項の規定により改正条例第二条の規定による改正後の大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和五十九年大阪府条例第四十四号。以下「新条例」という。)第三条第一項の許可(改正条例附則第三項に規定する眼球等除去営業に係るものに限る。)を受けた者とみなされる者が新条例第八条の許可証の書換え又は新条例第九条第一項の許可証の再交付を受けた場合に交付される新条例第五条の許可証は、ふぐ処理業許可証(附則別記様式)とする。

- 3 この規則の施行の際現に改正前の大阪府ふぐ販売営業等の規制に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)の様式により提出されている申請書その他の書類は、新規則の様式により提出されたものとみなす。

- 4 旧規則の様式により作成した用紙は、当分の間、所要の調整をした上、新規則の様式により作成した用紙として使用することができる。

附則別記様式(附則第2項関係)

ふぐ処理業許可証

営業者の氏名
(法人にあつては、名称)

営業施設の所在地

営業施設の名称、屋号又は商号

許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第3条第1項の規定によりふぐ処理業(眼球等除去営業に係るものに限る。)を許可したことを証する。

年 月 日

大阪府知事

印

様式第1号(第2条関係)

ふぐ処理業許可申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地 (電話番号)
 氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第3条第1項の規定により、次のとおりふぐ処理業の許可を申請します。

営業施設の名称、屋号又は商号		
営業施設の所在地	(電話番号)	
食品衛生法第52条第1項の許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別		
ふぐ処理に従事するふぐ処理登録者	氏 名	登 録 年 月 日 及 び 登 録 番 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号

備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付すること。

様式第2号(第2条関係)

ふぐ処理業許可証

営業者の氏名
(法人にあつては、名称)

営業施設の所在地

営業施設の名称、屋号又は商号

許可の年月日及び番号 年 月 日 第 号

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第3条第1項の規定によりふぐ処理業を許可したことを証する。

年 月 日

大阪府知事

印

様式第3号(第2条関係)

ふぐ処理登録者登録申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名

(電話番号)

年 月 日生

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第12条第1項の規定により、次のとおりふぐ処理登録者の登録を申請します。

ふぐ処理登録者となるための資格	
登録の取消し(本人からの申請又は失踪の宣告を受けた旨の届出によるものを除く。)の有無	有無 (年 月 日取消し)

様式第4号(第2条関係)

登録年月日 年 月 日
登録番号 第 号

ふぐ処理登録者証

年 月 日生

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第12条第1項の規定によりふぐ処理登録者として登録したことを証する。

年 月 日

大阪府知事 印

様式第5号(第4条関係)

ふぐ処理業変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地 (電話番号)

氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第6条の規定により、次のとおりふぐ処理業の変更の届出(ふぐ処理に従事するふぐ処理登録者に係るものを除く。)をします。

営業施設の名称、 屋号又は商号			
営業施設の所在地		(電話番号)	
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更 内容	事項	変更前	変更後
変更年月日		年 月 日	

様式第6号(第4条関係)

ふぐ処理登録者変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地 (電話番号)

氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第6条の規定により、次のとおりふぐ処理に従事するふぐ処理登録者の変更の届出をします。

営業施設の名称、 屋号又は商号			
営業施設の所在地		(電話番号)	
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更 内容	事 由	ふぐ処理登録者の氏名	登録年月日及び登録番号
		(変更前)	第 年 月 日 号
		(変更前)	第 年 月 日 号
		(変更前)	第 年 月 日 号
変 更 年 月 日		年 月 日	

備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付すること。

様式第7号(第5条関係)

ふぐ処理業許可証書換え交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所 法人にあっては、主たる事務所の所在地 (電話番号)
 氏名 法人にあっては、名称及び代表者の氏名

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第8条の規定により、次のとおりふぐ処理業許可証の書換え交付を申請します。

営業施設の名称、 屋号又は商号			
営業施設の所在地		(電話番号)	
許可の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更 内容	事項	変更前	変更後
変更年月日		年 月 日	

様式第8号(第6条関係)

ふぐ処理業許可証再交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所 法人にあっては、主
たる事務所の所在地 (電話番号)
氏名 法人にあっては、名
称及び代表者の氏名

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第9条第1項の規定により、次のとおりふぐ処理業許可証の再交付を申請します。

営業施設の名称、 屋号又は商号	
営業施設の所在地	(電話番号)
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

様式第10号(第7条関係)

ふぐ処理業許可合併承継届出書		年 月 日
大阪府知事 様		
届出者 主たる事務所の所在地 (電話番号) 名称 代表者の氏名		
大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり合併による営業者の地位の承継の届出をします。		
営業施設の名称、 屋号又は商号		
営業施設の所在地	(電話番号)	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
合併により消滅した法人	名称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
合併の年月日	年 月 日	
食品衛生法第52条第1項の許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別		
ふぐ処理に従事する ふぐ処理登録者	氏 名	登録年月日及び登録番号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付すること。		

様式第11号(第7条関係)

ふぐ処理業許可分割承継届出書		年 月 日
大阪府知事 様		
届出者 主たる事務所の所在地 (電話番号) 名称 代表者の氏名		
大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第10条第2項の規定により、次のとおり分割による営業者の地位の承継の届出をします。		
営業施設の名称、 屋号又は商号		
営業施設の所在地	(電話番号)	
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号	
分割前 の法人	名 称	
	主たる事務所の所在地	
	代表者の氏名	
分割の年月日	年 月 日	
食品衛生法第52条第1項の許可を受けている場合にあっては、その許可に係る営業の種別		
ふぐ処理に従事する ふぐ処理登録者	氏 名	登録年月日及び登録番号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
		年 月 日 第 号
備考 記入欄が不足する場合は、別に記入した書類を添付すること。		

様式第12号(第8条関係)

ふぐ処理業廃業等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所 [法人にあつては、主
たる事務所の所在地] (電話番号)

氏名 [法人にあつては、名
称及び代表者の氏名]

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第11条の規定により、次のとおりふぐ処理業の廃業等の届出をします。

営業者の氏名 [法人にあつては、名 称及び代表者の氏名]	
営業者の住所 [法人にあつては、主 たる事務所の所在地]	(電話番号)
営業施設の名称、 屋号又は商号	
営業施設の所在地	(電話番号)
許可の年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃業等の理由	
廃業等の年月日	年 月 日

様式第13号(第10条関係)

ふぐ処理登録者氏名変更届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所
氏名

(電話番号)

年 月 日生

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第14条の規定により、次のとおりふぐ処理登録者の氏名の変更の届出をします。

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
変更前の氏名	
変更年月日	年 月 日

様式第14号(第11条関係)

ふぐ処理登録者証書換え交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所 (電話番号)
氏名

年 月 日生

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第16条において準用する同条例第8条の規定により、次のとおりふぐ処理登録者証の書換え交付を申請します。

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
変更前の氏名	
変更年月日	年 月 日

様式第15号(第12条関係)

ふぐ処理登録者証再交付申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所
氏名

(電話番号)

年 月 日生

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第16条において準用する同条例第9条第1項の規定により、次のとおりふぐ処理登録者証の再交付を申請します。

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
再交付申請の理由	

様式第16号(第13条関係)

ふぐ処理登録者死亡等届出書

年 月 日

大阪府知事 様

届出者 住所 (電話番号)
氏名

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第17条の規定により、ふぐ処理登録者の死亡等の届出をします。

ふぐ処理登録者の 氏名及び生年月日	年 月 日生
登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
届出の理由	年 月 日 死亡・失踪の宣告

様式第17号(第15条関係)

ふぐ処理講習会受講申込書		年 月 日
大阪府知事	様	
申込者	住所	(電話番号)
	氏名	
		年 月 日生
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">写真(申込み前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)を貼り付けること。</div>		
大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例施行規則第15条の規定により、 年 月 日に実施されるふぐ処理講習会の受講の申込みをします。		
(ふぐ処理講習会受講票)		
受講者氏名		年 月 日生
<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;">写真(申込み前6箇月以内に撮影した正面、上半身、無帽の縦4センチメートル、横3センチメートルのもので、裏面に氏名及び生年月日を記載したもの)を貼り付けること。</div>		

様式第18号(第19条関係)

修了年月日 年 月 日
修了番号 第 号

修 了 証 書

年 月 日生

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第18条に規定するふぐ処理講習会を受講し、その課程を修了したことを証する。

年 月 日

大 阪 府 知 事

印

様式第19号(第19条関係)

修了年月日 年 月 日
修了番号 第 号

修 了 証 書

年 月 日生

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(昭和59年大阪府条例第44号)第18条に規定する指定ふぐ処理講習会(指定番号 第 号)を受講し、その課程を修了したことを証する。

年 月 日

実施者

様式第20号(第20条関係)

ふぐ処理登録者登録取消申請書

年 月 日

大阪府知事 様

申請者 住所 (電話番号)
氏名

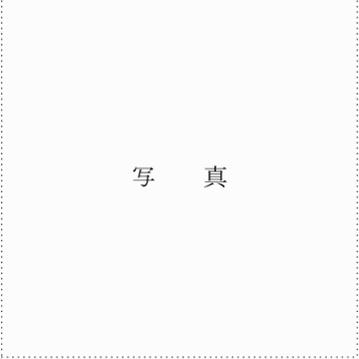
年 月 日生

次のとおりふぐ処理登録者の登録の取消しを申請します。

登録年月日及び登録番号	年 月 日 第 号
-------------	-----------

様式第21号その1(第21条関係)

(表)

<p>第 号 身 分 証 明 書</p> <p>所 属 職 名 氏 名 生年月日</p> <p>この証明書を携帯する者は、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第25条第1項の規定により営業者及びふぐ処理登録者に係る立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>大阪府知事 </p>	 <p>写 真</p>
---	---

12センチメートル

8センチメートル

(裏)

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(抜粋)

(報告の徴収等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、営業者、ふぐ処理登録者及び実施者に対してその業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その営業施設その他業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式第21号その2(第21条関係)

(表)

<p>第 号 身 分 証 明 書</p> <p>所 属 職 名 氏 名 生年月日</p> <p>この証明書を携帯する者は、大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例第25条第1項の規定により指定ふぐ処理講習会の実施者に係る立入検査をする職員であることを証明する。</p> <p>年 月 日</p> <p>大阪府知事 印</p>	<div style="border: 1px dashed black; width: 80%; margin: 0 auto; height: 150px;"></div> <p>写 真</p>
--	---

←————— 12センチメートル —————→

↑
8センチメートル
↓

(裏)

大阪府ふぐ処理業等の規制に関する条例(抜粋)

(報告の徴収等)

第25条 知事は、この条例の施行に必要な限度において、営業者、ふぐ処理登録者及び実施者に対してその業務に関し報告若しくは資料の提出を求め、又はその職員に、その営業施設その他業務を行う場所に立ち入り、業務の状況若しくは帳簿、書類その他業務に関係のある物件を検査させ、若しくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。